

令和3年3月遠野市議会定例会会議録（第1号）

令和3年2月22日（月曜日）

議事日程 第1号

令和3年2月22日（月曜日）午前10時開議

- | | | | |
|-----|---|-----|--|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 | 第20 | 議案第18号 遠野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第2 | 会期の決定 | 第21 | 議案第19号 遠野市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第3 | 市長の施政方針演述 | 第22 | 議案第20号 遠野市保育料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第4 | 教育長の教育行政推進の基本方針 | 第23 | 議案第21号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更について |
| 第5 | 議案第3号 財産の取得について | 第24 | 議案第22号 市道路線の廃止について |
| 第6 | 議案第4号 令和2年度遠野市一般会計補正予算（第10号） | 第25 | 議案第23号 市道路線の認定について |
| 第7 | 議案第5号 令和2年度遠野市国民健康保険特別会計補正予算（第4号） | 第26 | 議案第24号 市道路線の変更について |
| 第8 | 議案第6号 令和2年度遠野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） | 第27 | 議案第25号 財産の取得について |
| 第9 | 議案第7号 令和2年度遠野市介護保険特別会計補正予算（第3号） | 第28 | 議案第26号 財産の取得について |
| 第10 | 議案第8号 令和2年度遠野市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号） | 第29 | 議案第27号 字の区域の変更について |
| 第11 | 議案第9号 令和2年度遠野市遠野東工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号） | 第30 | 議案第28号 令和3年度遠野市一般会計予算 |
| 第12 | 議案第10号 令和2年度遠野市水道事業会計補正予算（第1号） | 第31 | 議案第29号 令和3年度遠野市国民健康保険特別会計予算 |
| 第13 | 議案第11号 令和2年度遠野市下水道事業会計補正予算（第2号） | 第32 | 議案第30号 令和3年度遠野市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 第14 | 議案第12号 遠野市ふるさとの森を育み木と暮らすまち条例の制定について | 第33 | 議案第31号 令和3年度遠野市介護保険特別会計予算 |
| 第15 | 議案第13号 遠野市議会議員及び遠野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 第34 | 議案第32号 令和3年度遠野市ケーブルテレビ事業特別会計予算 |
| 第16 | 議案第14号 遠野市民センター条例の一部を改正する条例の制定について | 第35 | 議案第33号 令和3年度遠野市水道事業会計予算 |
| 第17 | 議案第15号 遠野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について | 第36 | 議案第34号 令和3年度遠野市下水道事業会計予算 |
| 第18 | 議案第16号 遠野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について | 第37 | 議案第35号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて |
| 第19 | 議案第17号 遠野市かしわぎだいら交流 | 第38 | 議案第36号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて |
| | | 第39 | 議案第37号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて |
| | | 第40 | 議案第38号 農業委員会の委員の任命に |

- つき同意を求めることについて
- 第41 議案第39号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 第42 議案第40号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 第43 議案第41号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 第44 議案第42号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 第45 議案第43号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 第46 議案第44号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 第47 議案第45号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 第48 議案第46号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 第49 議案第47号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 第50 議案第48号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 第51 議案第49号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 第52 議案第50号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 第53 議案第51号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 第54 議案第52号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 第55 議案第53号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 第56 議案第54号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第57 議案第55号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 日程第1 会議録署名議員の指名
- 3 日程第2 会期の決定
(議会運営委員長報告、採決)

- 4 日程第3 市長の施政方針演述
- 5 日程第4 教育長の教育行政推進の基本方針
- 6 日程第5 議案第3号 財産の取得についてから、
日程第36 議案第34号 令和3年度遠野市下水道事業会計予算まで。
(提案理由の説明)
- 7 日程第37 議案第35号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてから、
日程第55 議案第53号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについてまで。
(提案理由の説明、採決)
- 8 日程第56 議案第54号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてから、
日程第57 議案第55号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてまで。
(提案理由の説明、採決)

出席議員 (18名)

- 1 番 小 松 正 真 君
- 2 番 佐 々 木 恵 美 子 君
- 3 番 菊 池 浩 士 君
- 4 番 佐 々 木 敦 緒 君
- 5 番 佐 々 木 僚 平 君
- 6 番 小 林 立 栄 君
- 7 番 菊 池 美 也 君
- 8 番 萩 野 幸 弘 君
- 9 番 瀧 本 孝 一 君
- 10 番 多 田 勉 君
- 11 番 菊 池 由 紀 夫 君
- 12 番 菊 池 巳 喜 男 君
- 13 番 照 井 文 雄 君
- 14 番 荒 川 栄 悦 君
- 15 番 安 部 重 幸 君
- 16 番 新 田 勝 見 君
- 17 番 佐 々 木 大 三 郎 君

18 番 浅 沼 幸 雄 君

欠席議員

なし

事務局職員出席者

事務局 長	新 田 順 子 君
次 長	千 葉 芳 治 君
主 査	多 田 倫 久 君

説明のため出席した者

市 長	本 田 敏 秋 君
副 市 長	飛 内 雅 之 君
総務企画部長	鈴 木 英 呂 君
総務企画部経営管理担当部長 兼新型コロナウイルス対策室長	菊 池 享 君
健康福祉部長兼健康福祉の里所長 兼地域包括支援センター所長	菊 池 寿 君
子育て応援部長 兼母子安心課長 兼総合食育課長 兼総務企画部新型コロナ ワクチン接種対策室長	佐々木 一 富 君
産 業 部 長	中 村 光 一 君
産業部プロジェクト担当部長 兼二セク・まち活推進室長	阿 部 順 郎 君
環境整備部長	奥 寺 国 博 君
会計管理者兼会計課長	鈴 木 純 子 君
消防本部消防長	三 松 丈 宏 君
市民センター所長	小 向 浩 人 君
市民センター文化振興担当部長	石 田 久 男 君
教 育 長	菊 池 広 親 君
教育委員会事務局教育部長	伊 藤 貴 行 君
選挙管理委員会委員長	菊 池 光 康 君
代表監査委員	佐 藤 サヨ子 君
農業委員会会長	千 葉 勝 義 君

午前10時01分 開会・開議

○議長（浅沼幸雄君） これより令和3年3月遠野市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（浅沼幸雄君） 日程に入るに先立ち、

諸般の報告をいたします。

市長から議案の送付がありましたので、お手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、市長から報告第3号の送付がありましたので、お手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、請願扱いしない陳情2件の写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、令和2年11月28日から令和3年2月18日までの議会活動状況を記載した事務日誌をお手元に配付しておきましたから御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（浅沼幸雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、3番菊池浩士君、4番佐々木敦緒君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（浅沼幸雄君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件に関し、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長菊池由紀夫君。

〔議会運営委員長菊池由紀夫君登壇〕

○議会運営委員長（菊池由紀夫君） 命によりまして、議会運営委員会の御報告をいたします。

2月18日木曜日、午後3時から議会運営委員会を開催し、令和3年3月遠野市議会定例会の会期を、本日2月22日から3月12日までの19日間といたしました。

会期内の予定表については、既に議員各位に配付しておきましたが、若干の説明を加えさせていただきます。

本日は、市長の施政方針演述及び教育長の教育行政推進の基本方針の演述が行われます。

市長から送付のあった議案は、議案第3号から議案第55号までの53議案であります。議案第3号から議案第34号までの32議案は一括議題と

し、提案理由の説明、提案に対する質疑の後、予算等審査特別委員会を設置し、同委員会に付託いたします。

人事案件である議案第35号から議案第55号までの21議案は、本日、採決を行います。

3月1日から3日までの3日間は、午前10時から一般質問を行います。一般質問の通告は11名です。

3月5日は、午前10時からの本会議において、議案第3号から議案第11号までの9議案の採決を行います。

最終日の3月12日は、午後1時から本会議において、議員発議案を含め議案の採決を行います。

議員発議案の提出締切は、3月9日です。提出を予定されている議員は、ご留意願います。

なお、市長から、追加の議案が送付される予定ですが、定例会最終日であることから、委員会付託を省略し、本会議での審議、採決となります。

議員各位の御協力をお願い申し上げ、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（浅沼幸雄君） お諮りいたします。議会運営委員長報告のとおり、今期定例会の会期は、本日から3月12日までの19日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅沼幸雄君） 御異議なしと認めます。よって今期定例会の会期は、本日から3月12日までの19日間と決定いたしました。

日程第3 市長の施政方針演述

○議長（浅沼幸雄君） 次に、日程第3、市長の施政方針演述であります。本田市長。

〔市長本田敏秋君登壇〕

○市長（本田敏秋君） 本日ここに、令和3年3月遠野市議会定例会が開会されるにあたり、令和3年度の市政運営について、私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和2年度は、「第2次遠野市総合計画 前期基本計画」の仕上げの年であり、様々な活動が展開される予定でした。しかし、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、世界経済が収縮し、我が国も、これまでにない事態に陥り、実に悩ましい課題を次々に突き付けてまいりました。

都市と地方、そして少子高齢化と人口減少という、厳しい時代の流れのなか、様々な切り口で地域の活性化を図ろうと懸命な取組を進めている地域経済にも、大きな影響を及ぼしております。

その地域ならではの祭り、楽しみにしていた行事、苦勞しながら準備したイベントの数々が、「仕方がない」「やむを得ない」というなかで、中止や延期を余儀なくされ、社会経済活動に制限がかかり、暮らしと生業、市民生活が大きく脅かされております。

このような状況において、今、私に課せられた責務は、市民の皆様の健康と命を守り、生活の安心・安全を取り戻すこと、さらには、収縮した地域経済に元気と活力を取り戻すこととなります。

この一年間、新型コロナウイルスに関しては様々な知見と多くの教訓が得られております。感染予防の対策は、すでに示されており、昨年4月に「新型コロナウイルス感染症対策本部」及び「新型コロナウイルス対策室」を設置し、社会経済対策との両立を図るべく取り組んでまいりました。

当たり前であった日常生活に「新しい生活様式」が求められるなか、5回の市議会臨時会を含め、一般会計補正予算を第9号まで編成し、地方創生臨時交付金等を活用して、68事業、約68億円の予算を措置し、切れ目のない対策に取り組んでおります。

対策の切り札と期待されるワクチン接種は、満16歳以上の市民、約2万人を対象に実施する予定であり、これまでにない大規模な取組となります。

そのため、本年2月に「新型コロナワクチン

接種対策室」を立ち上げ、専従職員3名を含め、総勢11名体制により準備作業を進めており、市民の皆様への速やかな接種に向けて、国や県、医療機関等と連携し、万全の体制で取り組んでまいります。

なお、1年以上の対策の長期化により、市民の皆様には心身共に相当な負担をかけておりますが、今こそ「地域総合力」が問われております。

1日も早い収束まで、自らの命と健康を守るため、感染予防対策に粘り強く取り組んでいただきますよう、お願い申し上げます。

昨年8月には、遠野高校と遠野緑峰高校の、地方創生に向けた地域との協働による取組が評価され、「新たな県立高等学校再編計画」の統合対象から両校が除外されました。

このことは、「高校再編を考える市民会議」を中心に、市民が一丸となって、県教育委員会や県議会に対して要望活動に取り組んできた結果であるとともに、両校の生徒諸君の地域探求活動や研究、スポーツ活動など、様々な分野における素晴らしい活躍が、実を結んだものと捉えております。

しかし、統合対象から除外されたとはいえ、少子化及び人口減少が進むなかで、将来にわたっての入学人数の確保は、今後も大きな課題であり、地域に密着した新たな高校教育のあり方「岩手モデル」の実現に向けて、県内の全市町村と連携して取り組んでまいります。

遠野高校と遠野緑峰高校は県立高校であります。そこに通う多くの生徒は遠野市の子どもたちです。市である、県である、あるいは教育委員会であるといった制度や組織、そして意識の壁を越えて、地域に密着した魅力ある高校づくり、ひいては、遠野市の未来を担う人材の育成に取り組んでまいります。

来年度は、「第2次遠野市総合計画 後期基本計画」のスタートの年となります。本計画の策定にあたり、市内の高校生や青年就業者との活発な意見交換を行いました。

また、総合計画審議会では、様々な分野を代

表する25名の委員と、全体会議や、産業、教育など、大綱ごとの分科会において、活発な議論を重ねてまいりました。答申にあたっては、「地域総合力を生かした施策の展開と事業の実施を図ること」等の意見が付されました。

さらに委員からは、「市民1人1人が取り組んでいく、市民協働の計画である」「市民と一緒にこの計画を実行していくという、初心を忘れないように」というコメントを頂きました。

本計画を、地方版総合戦略である「第2期遠野スタイル創造・発展総合戦略」と、大規模自然災害等への備えである「遠野市国土強靱化地域計画」と共に、確実に推進できるよう、遠野市の総合力を結集して取り組んでまいります。

平成28年度から令和2年度を計画期間とする「第2次遠野市総合計画 前期基本計画」では、135のまちづくり指標を設定し、計画の達成状況の評価を行っており、令和元年度までの達成状況は、「概ね達成」以上の指標が76%となっております。

また、前期基本計画の主要事業については、掲載した151事業のうち、141事業、94%が着手済みであり、概ね計画どおり推進することができました。

「第2次遠野市総合計画 後期基本計画」の策定にあたっては、前期基本計画の検証を踏まえ、社会情勢の急速な変化に対応した計画として策定いたしました。

令和2年12月末現在、本市の住民基本台帳による人口は、約2万6千人。令和元年12月と比較して、およそ500人減少しており、高齢化率も40%を超え、これまで以上に効率的な行政運営が求められており、行政と市民が役割分担をしながら、地域総合力による、地域コミュニティの活性化に取り組んでいくことが必要であります。

高度成長期に、相次いで整備が進められた公共施設、道路、橋梁、上下水道、情報通信網等の社会資本インフラの老朽化対策や、市民所得の向上につながる施策については、常に見直しを行い、発想の転換と、技術力の向上に合わせ

た対策を進めていく必要があります。

あの東日本大震災が図らずも示しました。

遠野には「場」の力があります。

そして、新型コロナウイルスによる、すさまじいばかりの向い風を、「場」の力と相まって、柔軟な発想による地方創生への追い風とし、本市のまちづくりの目指すべき方向に進んでいかなければなりません。

第2次遠野市総合計画に掲げる、2つの共通優先方針である、「産業振興・雇用確保」と「少子化対策・子育て支援」を柱に、時代が求めている望ましい姿に向かって、「第二ステージ」に踏み出してまいります。

令和3年度の予算は、前期で築いた土台をしっかりと後期のビジョンにつなげる予算として「市民と共に、未来へ踏み出す予算」と位置づけ、総額173億5,000万円を編成いたしました。

「第2次遠野市総合計画 後期基本計画」の初年度であることから、後期基本計画を確実に実行するため、新たに第四次健全財政5カ年計画を策定し、自律的で持続可能な財政運営の下、市民一丸となって第2ステージの未来へ踏み出す予算としております。

重要施策の1つ目は、小さな拠点である「地区センター」の指定管理者制度への移行であります。

市内11地区において、これまで以上に住民が主体となり、それぞれの地域の特性をいかしたまちづくりを推進いたします。そのため、各地区センターの指定管理や業務委託に係る予算、約2億円を確保いたしました。

遠野市社会福祉協議会と締結した、「新たな地域支え合い」による連携協定に基づき、「支え合う小さな拠点」による地域づくりを推進し、高齢者対策、自主防災などの連携を強化しながら、地域課題の解決に取り組んでまいります。

また、全11地区への一括交付型補助金の継続により、地域特性に応じた地域づくりを応援するとともに、市内で唯一、地区センターが未整備である鱒沢地区において、小さな拠点エリア整備事業費を計上し、新たなコミュニティの拠

点整備を進めてまいります。

2つ目は、本市の貴重な森林資源を有効に活用し、将来にわたって森林とともに生きる土壌を育むため、「森林環境譲与税」を活用した5事業の中に10の施策、約9,000万円を確保し、川上の森林環境整備から川下の住宅建築まで、一貫した施策に取り組み、木工団地の総合的な機能をいかしてまいります。

そのため、「ふるさとの森を育み木と暮らすまち条例」を本議会に提案しており、この条例に基づく地域林業の活性化に取り組んでまいります。

3つ目は、新たに策定する第四次遠野市健康増進計画に基づく「健康寿命の延伸」に向けた、健康づくりの推進であります。

平成20年度から取り組んでいるICT健康塾の取組は、平成28年度より「健康ポイント」の付与を行うなど、事業の見直しを行いながら、全国の自治体と連携した「ヘルスケアプロジェクト」に進化しております。

平成30年度に実施した調査では、ICT健康塾の参加者の1人当たり医療費が、非参加者と比べて78,000円ほど少ないなど、事業の効果が数値として表れております。

本事業については、岩手県が、来年度より同様の事業に全県的に取り組む方針を示しており、本市のこれまでの取組が、県事業として取り上げられ、大きな広がりを見せているところです。

なお、新型コロナウイルス感染症対策については、新型コロナウイルスワクチンの安心安全な接種体制の確保など、感染症予防を図るとともに、地域経済の回復、成長につながるよう、令和2年度に引き続き事業を実施いたします。

そのため、6事業、約1億円を確保いたしました。感染症対策は長期になることが予想され、スピードとタイミングを失しないよう随時対応してまいります。

また、遠野ケーブルテレビの光回線整備については、旧遠野エリアの同軸ケーブル整備から20年以上が経過し、経年劣化はもとより、急激な技術革新等により、将来にわたって市民に安

定的なサービスを提供するための整備が求められていることから、本年度の国の補助金等を活用し、来年度の整備を着実に進めてまいります。

光回線整備により、市民への安定した放送の提供による難視聴の解消、移住・定住、企業誘致などを進めるため、通信の大容量化・高速化、自然災害発生時の情報伝達手段や、ポスト・コロナを想定したテレワーク等の「新しい生活様式」の実践、さらには、GIGAスクール構想の推進により、児童生徒一人ひとりの個別最適化が図られ、創造性を育む学習環境の提供に努めてまいります。

さらには、本事業を契機とし、設立以来20年が経過した、株式会社遠野テレビの抜本的な経営改革に着手し、経営体制の強化を図ってまいります。

令和3年度は、「第2次遠野市総合計画 後期基本計画」と連動した、各種個別計画を着実に推進する予算として編成いたしました。

次に、「第2次遠野市総合計画」の五つの大綱別に従いまして、主要な施策について申し上げます。

大綱1は、自然を愛し共生するまちづくりであります。

四季を彩る美しい自然景観、恵みを育てる農村景観、文化に根ざした町並みの景観は、「永遠の日本のふるさと遠野」が誇るべき、かけがえのない財産であります。

令和3年度を初年度とする「第四次遠野市環境基本計画」では、目指すべき環境像を、「自然環境と人間生活の調和」とし、遠野型環境調和社会を目指すと共に、SDGsの達成に向けた取組を推進し、本市のすばらしい財産を後世に継承する責務を果たしてまいります。

安心で安全な地域環境を向上させるため、「第5期生活に身近な道づくり事業計画」及び「第4期生活に身近な水路整備事業計画」に基づく生活基盤整備を図ってまいりました。令和3年度は両計画の改定時期であり、引き続き快適な住環境整備を推進するため、次期計画を策定し安心で安全な基盤整備を進めてまいります。

安全でおいしい水の安定供給を行うため、本年一月に策定した「第2次遠野市水道ビジョン」に基づき事業を推進いたします。また、併せて改訂を行った「遠野市汚水処理基本計画」に基づき、水洗化率の向上に取り組んでまいります。

「空き家対策」については、空家等対策計画に基づき、市民や学識経験者、まちづくり団体に構成する「空家等対策協議会」により、危険空き家への対応、空き家に対する意識の啓発と向上、空き家の利活用に取り組んでまいります。

総合交通対策については、日常生活における通院、通学、買物などの利便性向上のため、廃止バス路線の代替運行と市営バスの運行を継続するとともに、高齢者や障がい者などに配慮しながら、より効率的で持続可能な新たな地域交通体制の構築に取り組んでまいります。

防災対策については、近年の予測困難な気象の急変による災害発生の頻発化と災害規模の激甚化に対し、新たに作成した土砂浸水ハザードマップを活用し、各種災害に対する備えを、支え合う小さな拠点による市民協働の下、自主防災組織を中心に整えてまいります。

また、土地境界を明確にする国土調査事業は、被災後の迅速な復旧に必要であり、年々その重要性が再認識されており、令和3年度は、土淵町栃内地区の調査を行ってまいります。

災害等の情報を迅速かつ確実に伝達するため、同報系デジタル防災行政無線の整備を3ヵ年計画で進めており、来年度は、遠野テレビや電子メールなどを組み合わせ、「ベストミックス」なシステムを構築し、運用してまいります。

複雑多様化する救急要請に対しては、救急隊員への高度な知識・技術を習得させる教育訓練を充実させ、近隣消防本部及び医療機関との連携を図ってまいります。

交通安全及び防犯については、遠野警察署等の関係機関・団体と連携を図りながら、市内における交通事故や交通災害による死傷者の根絶、防犯意識の普及啓発や、特殊詐欺被害の防止活動に重点的に取り組んでまいります。

大綱2は、健やかに人が輝くまちづくりであ

ります。

健康づくりの推進については、令和3年度は、第4次健康増進計画の初年度であり、計画の基本目標である「健康寿命の延伸」を目指し、市民、地域や職域、行政が一体となった健康づくりを推進してまいります。

スポーツ振興については、新たに策定した「第2次遠野市スポーツ推進計画」の基本理念である「スポーツで市民が元気に」の実現に向け、生涯スポーツとアスリートスポーツの推進を柱に、スポーツ施設の有効活用を図りながら、教室やイベントの開催、競技力の向上などに取り組んでまいります。

地域福祉活動の充実については、「第4期遠野市地域福祉計画」に基づき、保健・医療・介護・福祉が一体となった取組を進め、社会福祉協議会等と連携し支援の包括的な提供により、地域福祉の充実を図ってまいります。

新たに策定する「遠野ハートフルプラン2021」に基づき、高齢者の自立支援と介護の重度化防止を推進し、高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らすため、健康を維持し、生きがいを持ち、人とつながりのある生活を送ることができるよう、住民主体の「通いの場」における介護予防活動の育成、支援に取り組んでまいります。

さらに、介護保険制度の持続性を確保するため、財政状況を適切に見込み、第1号被保険者の負担を抑制するため、遠野市介護給付費準備基金の活用により令和3年度から5年度までの3年間の介護保険料を据え置きといたします。

障がい者福祉の充実については、新たに策定した「遠野市障がい者プラン2021」に基づき、障がい者が地域で安心して生活できるよう支援体制の充実に努め、障がい者の地域移行の促進や、自立、就労に向けた支援に向け、関係団体と連携して取り組んでまいります。

特に、社会福祉法人睦会が、障がい者の重度化・高齢化を見据え、地域生活の継続支援を行う「地域生活支援拠点施設」を新たに開所することから、継続的支援により共生社会の推進を

図ってまいります。

少子化対策・子育て支援については、令和元年度に策定した「第2次遠野わらすっこプラン」に基づき、次代を担う子どもと子育て家庭を支援するため、出産から子育てまで切れ目のない施策に取り組んでまいります。

遠野市助産院「ねっと・ゆりかご」が、これまで蓄積してきたノウハウと取組の検証結果を総括しながら、これまで以上に安心して妊娠・出産・子育てができるよう、産婦人科・小児科の機能を持ち、母子の体と心の健康を守る拠点となる、仮称「ウィメンズ・チャイルドクリニック」や「産前産後ケアセンター」の実現に向け、広域的な視点に立って、県及び関係医療機関と連携して検討を進めてまいります。

児童・母子等福祉の充実については、児童の健全育成を図るため、施設の老朽化対策に係る整備を計画的に進めてまいります。

また、白岩児童館の改築に合わせて、遠野北小学校エリアの環境整備による子どもの居場所づくりを推進するため、遠野市保育協会と連携して調査・検討を進めてまいります。

さらに、幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の助成や、ひとり親を対象とした資格取得に係る給付金の支給など、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ってまいります。

大綱3は、活力を創意で築くまちづくりであります。

農業の振興については、大きく変化する農業・農村情勢に応じた農林水産業の確立を図るため、グローバル化の進展、国の農業政策の動きに的確に対応しながら、新たに策定する第3次遠野市農林水産振興ビジョン（タフ・ビジョンⅢ）に基づく取組を着実に進めてまいります。

農地の集積・集約は、地域農業マスタープランによる集落営農の組織化・法人化、耕作放棄地や遊休農地の未然防止・解消などを、関係機関と連携しながら積極的に推進してまいります。

農産物の生産振興については、農家の所得拡大に向け、当市の農業の生産基盤である水稻のほか、ピーマンをはじめとした重点推進品目を

中心に生産支援を継続し、新規生産や生産拡大に取り組む農家を支援いたします。

また、根わさび・畑わさび（はたわさび）や葉たばこ、ホップ、淡水魚など、本市ならではの特産品についても、生産量・販売額の維持、向上に向けて取り組み、足腰が強く、魅力の高い農林水産業の確立を目指してまいります。

有害鳥獣対策については、「駆除」「防除」「人材育成」の3つの対策を柱に掲げ、特にニホンジカによる農作物被害を低減させるため、県や近隣市町との連携を図り、広域的な取組を推進してまいります。

また、市内への被害が懸念されるイノシシの生息域把握に努め、対策を強化してまいります。

畜産振興については、畜産クラスター計画に基づき、中心的経営体を支援しながら、肉用牛の増頭及び生産体系を確立するとともに、市営牧野やキャトルセンターの機能強化を図り、畜産農家の労働力の省力化を進めてまいります。

また、新たに策定した第3次馬事振興ビジョンに基づき、遠野産馬の生産と育成を奨励し、馬とのふれあい事業の拡充と、馬事文化の継承を推進いたします。併せて、馬事振興の中核を担う遠野馬の里の新たなステージに向けて取り組んでまいります。

六次産業の振興については、地域資源をいかした生産、加工、販売を総合的に推進し、国や県、関係機関と連携した販路開拓や商品開発のほか、「ホップの里からビールの里」事業のさらなる推進を図ってまいります。

林業振興については、遠野産木材の利用推進を図る「木づかい事業」や「木の温もりに触れる環境づくり事業」、「森林（もり）づくり支援事業」等に取り組み、地域林業の活性化を推進してまいります。

商工業の振興による雇用創出については、遠野東工業団地で、グローバル企業の事業展開の方針が決定しており、市内における新たな雇用の創出が期待されます。東北横断自動車道の全通や立丸トンネルの開通など、物流ネットワークの整備やデジタル技術の急速な発達による情

報ネットワークの進展を追い風とし、ものづくり振興室を中心に、中小企業・小規模事業者の生産性向上や設備投資など、地域産業の新しい成長に向けた取り組みを進めてまいります。

また、新型コロナウイルスの影響を受けた市内経済活動、社会活動の回復を最優先とし、金融機関、商工会などの支援機関とも連携し、財政、税制、金融のあらゆる手段を組み合わせ、「新しい生活様式」に即した設備投資を支援してまいります。

中心市街地の活性化については、商工会や観光協会等の関係団体との連携により、魅力のある中心市街地の形成に取り組むほか、JR東日本と連携し、遠野駅舎や駅周辺の環境整備の検討を進めてまいります。

観光の振興については、本年4月から9月まで実施される「東北デスティネーションキャンペーン」により、観光需要の回復が図られるよう、観光推進協議会等の観光関係団体の連携による「オール遠野」の取組や、さらには他市町村との広域的な連携により観光推進を図ってまいります。

道の駅「遠野風の丘」については、道路利用者への「休憩機能」「情報発信機能」「地域連携機能」の強化を目的とした施設改修工事が完成し、4月にリニューアルオープンすることから、施設の指定管理者である株式会社遠野ふるさと商社と連携して、さらなる魅力向上と情報発信、さらには特産品の販売力向上に努めてまいります。

交流から定住の促進については、「で・くらす遠野市民制度」の充実を図り、本市の魅力や支援情報等の定住につながる情報を効果的に発信するとともに、オンライン等の新しい地域間交流の仕組みづくりを進め、それぞれの地域資源をいかした魅力のある交流を推進してまいります。

大綱4は、ふるさとの文化を育むまちづくりであります。

市教育委員会の「第2期遠野市教育振興基本計画」に掲げる「ふるさとの文化を生かし、

『夢』と『誇り』を育む学びのまちづくり」の基本理念のもと、各学校や教育委員会と連携し、各種施策の推進に取り組んでまいります。

教育行政に関する重点施策等の実施にあたっては、「総合教育会議」において協議・調整を図り、一体となって学びの環境づくりを推進し、子どもたちの「生きる力」を育てまいります。

教育環境の整備については、児童生徒が安心・安全な環境のなかで学校生活を送ることができるよう、遠野市学校施設長寿命化計画に基づいて、学校施設の改修を進めてまいります。

学校給食については、遠野市産直連絡協議会等と連携し、地産地消を進め、安心・安全で栄養バランスの取れたおいしい給食の提供に努めるとともに、総合食育センターの機能を活用した市内高校への給食の提供に向けた検討を進めるなど、本市の子どもたちの健全な心と体、生きる力を育む「食育」を推進してまいります。

社会教育の充実については、全ての市民が生涯にわたり学び続けられる生涯学習社会の実現に向け、遠野市教育文化振興財団や遠野みらい創りカレッジ、遠野施設管理サービスなどの関係機関・団体と、より一層連携し、民間のノウハウをいかした様々な学習プログラムを整備し、学習機会の充実を図る等、生涯学習を通じた人づくりを推進してまいります。

芸術文化活動の推進については、市民芸術祭や市民の舞台遠野物語ファンタジー等、市民が主体となる文化活動を積極的に支援し、多くの市民が優れた芸術に触れる機会、日ごろの芸術活動を披露する機会の充実を図り、心豊かな市民生活の創出に努めてまいります。

文化的資料の保存と活用については、図書館では、図書館内外のサービス活動及び施設貸出の充実引き続き取り組むとともに、市民が利用しやすい環境整備に努めてまいります。

博物館では、本市ならではの歴史・文化・風土に磨きをかけるとともに、特別展・企画展の充実を図りながら、『遠野物語』と本市の歴史・文化について、広く情報発信に取り組んでまいります。

また、昨年「現代編」が発行となった「新編遠野市史」については、市史編さん委員会、各専門部会を開催しながら、「資料編」「通史編」「民俗編」の編さん作業を進めるとともに、市史編さん講座等を開催し、人材育成を図ってまいります。

さらには、令和4年の柳田國男没後60年に合わせて、本市で所蔵する『遠野物語』の初稿本3部作の原稿が、書籍として岩波書店より発刊される計画であることから、編集委員会を立ち上げ、連携のもと進めてまいります。

文化財の保護については、重要文化財千葉家住宅の保存修理工事を推進し、工事見学会を開催するなど進捗状況を市民に公開しながら、計画的に整備事業を進めてまいります。

地域の文化遺産は、地域における歴史と風土が作り出すもので、様々な喜びや感動を与えてくれる財産であることから、遠野遺産認定制度を推進し、魅力的な地域づくりに取り組んでまいります。

また、本市は郷土芸能の宝庫であり、それぞれが文化的な土壌を育み、地域コミュニティの活性化につながっていることから、引き続き郷土芸能の伝承活動を支援してまいります。

大綱5は、みんなで考え支えあうまちづくりであります。

市民との協働による地域づくりの推進については、人口減少と少子高齢化社会における様々な地域課題に対応するため、令和3年度からは、すべての地区センターを指定管理者制度等に移行させ、地域団体による運営が開始されます。市民協働による市政運営の充実を図るため、地域課題の解決や地域の活性化に向けた、支援体制の強化を図ってまいります。

行政区・消防団の再編については、行政区を現行の90から62行政区へ、消防団を現行の56部11分所から44部3分所とする方針に、地域の合意をいただいております。令和4年4月の新たな体制に向け、準備を進めてまいります。

男女共同参画社会の推進については、市民の誰もが性別に関係なく互いに尊重しあいながら、

ともに活躍できる社会を実現させるため、新たに策定した「第4次と・お・の いきいき参画プラン 遠野市男女共同参画基本計画」に基づき、市民が活躍できる社会づくりを目指してまいります。

第三セクター遠野ふるさと公社の経営改革については、昨年7月に、政府系金融機関である「観光遺産産業化ファンド」及び県内金融機関の協力のもと、株式会社遠野ふるさと商社が設立され、遠野ふるさと公社も含めた一体的な経営改革を進めております。

この経営改革を着実に実行しながら、遠野市の地域商社としての体制構築を進め、さらなる物産振興につながるよう支援してまいります。

また、遠野畜産振興公社や遠野テレビ、株式会社遠野、遠野わさび公社など、他の第三セクターの経営改革を加速させるとともに、市政運営のパートナーである遠野市社会福祉協議会や遠野市教育文化振興財団、遠野市保育協会等の関係団体と、これまで以上に事業連携を図ってまいります。

市職員の定員管理については、定員管理計画に基づく適正な職員数を確保しながら、事務事業の見直しや、働き方改革を図り、市民に寄り添う行政サービスの提供に努めるとともに、包括アウトソーシングの推進による、効率的な行政事務の運営を図ってまいります。

また、各種の市政課題に迅速に対応するため、組織体制の見直しを進め、本市の総合力を発揮できる体制を構築してまいります。

公共施設の整備と活用については、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、地域の状況に則した安心・安全で、より良い行政サービスを提供するため、適切な施設の維持管理及び利活用の検討を進めるとともに、組織体制の強化を図ってまいります。

令和3年度の遠野市の市政運営に臨むにあたり、主要施策等の概要につきまして、重点施策等を中心に述べさせていただきました。

令和3年度は、2つの意味で新たなスタートの年であります。

1つ目は、東日本大震災から10年が経過し、沿岸市町村においても一定の復興事業が終わりを迎えており、震災復興の次のステージのスタートであります。

2つ目は、「第2次遠野市総合計画 後期基本計画」の初年度であり、小さな拠点による新たな市民協働のスタートであります。

東日本大震災から10年が経過いたします。本市が官民一体で行った沿岸被災地への後方支援活動を、次の世代に語り継ぎ、風化させることのないよう、現在、「3.11遠野市東日本大震災後方支援伝承館」の常設化に向けた整備を行っております。

「命の道」として整備された「東北横断自動車道釜石秋田線」の全線開通をはじめ、交通の難所である国道340号立丸峠のトンネルの開通など、以前では考えられない速さで、道路インフラの整備が進みました。

本市を取り巻く道路ネットワーク環境の大きな変化により、内陸と沿岸を結ぶ結節点としての優位性が向上しており、物流拠点として市内への企業立地や、新規雇用が新たに生まれるなど、産業分野における事業拡大の可能性が広がっております。

県の支援をいただき、一体的に整備を進めてきた遠野東工業団地の分譲を進め、若者の定着や新たな移住につなげるとともに、道の駅「遠野風の丘」の魅力発信に努め、交流人口の拡大と産業振興を図ってまいります。

また、全国からの思いを被災地に届け、本で復興を支えた「献本活動」が、10年という期間を経て、未来をつくる子どもたちのための復興のシンボル「こども本の森遠野」につながっております。

「こども本の森遠野」の一部になる「旧三田屋」の土蔵は、明治29年に発生した明治三陸大津波の際、沿岸被災地に支援物資を運ぶための拠点となるなど、本市の後方支援活動との縁を感じるところであります。

「こども本の森遠野」は、世界に向けて遠野の文化を発信するとともに、子どもたちが自由

な環境の中で、本と親しめる空間であり、心の中で思いうかべる「想像力」と、新しいものを造りだす「創造力」を育み、未来の夢を描き、さらには、すべての大人が子どもに戻れる場所となります。

世界的建築家の安藤忠雄氏から、「箱は作るので、中身は市民の皆さんで育ててください」「遠野から文化を発信してください」との言葉が寄せられており、多くの市民の協力を頂きながら、「こども本の森遠野」のオープンに向けて準備を進めております。

この施設が、多くの子どもたちの笑顔にあふれ、新たな賑わい・人の流れを生み出す拠点となるよう取り組んでまいります。

本県の経済界のトップリーダー、岩手経済同友会の高橋真裕代表幹事が、新年のインタビュー記事で、次のように語っております。

「準備しておかなければならないことは、蛻変の経営です。蛻変というのは、蟬が卵から幼虫になり、さなぎになり、そして成虫になっていく様子を表す言葉です。」

「過去の延長線上ではなく、過去の古い殻を脱ぎ捨てて変わっていくことが求められます。」

「変わらないと生き残れないような状況にあるという洞察が不可欠です。」

本市のまちづくりにおいて、これまで、「進化」をキーワードにし、改革、改善、見直し、再編に取り組んでまいりました。

外部有識者による「進化まちづくり検証委員会」を平成22年に設置し、第一次検証委員会では「第三セクターの経営改革」を、平成25年からの第二次検証委員会では、「地域づくり改革」に関する提言をいただき、制度や組織等の改革を、たゆまず行ってまいりました。

市内11箇所地区センターでは、新たな「支え合う小さな拠点」の運営がスタートいたします。それぞれの地域は、異なった資源・文化・人材を有しており、それら地域の特性をいかした新たな地域経営に踏み出すことになりました。

市民憲章に掲げられた、「共に考え支えあって未来を望む協働のまち」は、「遠野スタイル

」のまちづくりを表し、住民自治に基づく行政経営の基本姿勢であります。

このスタイルを将来にわたり引き継ぎ、さらに発展させるためには、地域の自立と連携が、益々求められております。

昨年刊行された「新編遠野市史 現代編」には、およそ50年にわたる本市の歩みが克明に記録されております。

先人の歩んできた歴史を知ることは、私たちが生きている現在を正しく理解し、これからの未来を考える手掛かりとなります。

改めて市民目線で振り返ってみると、高い志を持って行動する人は、どの時代でも、どの分野でも、必ず存在し、ひたむきに努力し、有るべき姿を描き出し、困難な課題に立ち向かい、それを乗り越えてきております。

パラリンピックの基本理念である「共生社会」。

本市を走り、そしてつながれていくであろう聖火の名前は、遠野中学校1年生の白金太一くんが命名した、「つなげる、遠野の絆の火」。応募作品18点から選定された聖火の名前です。

あの東日本大震災から10年、そして、コロナ禍の中で改めて知った、人と人との「つながり」、地域と地域の「絆」。

必ずや赤々と燃え輝くであろうその火を、高い志とともに、高々と頭上に掲げ、しっかりと次の世代、次の時代に引き継ぎ、つないでいかなければなりません。

新たに策定した「第2次遠野市総合計画 後期基本計画」の着実な推進に向け、常に「進化」「発展」を心掛け、本市のまちづくりの基本理念である「遠野スタイルの創造・発展」の実現に向け、市民の皆さんと一緒に、未来への1歩を踏み出してまいります。

以上、所信の一端を申し上げ、令和3年における私の施政方針演述といたします。

○議長（浅沼幸雄君） 10分間休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時14分 開議

○議長（浅沼幸雄君） 会議を再開いたします。

日程第4 教育長の教育行政推進の基本方針

○議長（浅沼幸雄君） 次に、日程第4、教育長の遠野市教育行政推進の基本方針であります。菊池教育長。

[教育長菊池広親君登壇]

○教育長（菊池広親君） 令和3年3月遠野市議会定例会の開会にあたり、令和3年度の「教育行政推進の基本方針」について申し述べます。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、本市の子どもたちを取り巻く学習環境にも大きな影響を及ぼし、例年行われてきた学校行事や地域行事も延期や中止を余儀なくされ、開催する場合も感染予防対策を徹底した上で、規模を縮小するなどの配慮が必要な中で、学校、保護者、関係機関等が連携して協力し、学習活動が継続されてきました。

このように、社会が大きく変化し、複雑で予測困難な時代を迎えているなかで、未来を担う子どもたちが身に付けるべき力は「生きる力」であります。

確かな学力、豊かな人間性、健やかな体「知育・徳育・体育」のバランスのとれた人間形成が、これからの時代を生き抜く子どもたちにとって必要不可欠であり、教育の果たす役割と責任は、重要であると認識しております。

このような背景を踏まえ、令和3年度の主要な施策の概要について、「遠野市総合計画後期基本計画」大綱4及び「遠野市教育振興基本計画」の基本方針に沿って、申し上げます。

基本方針の第1は「ふるさと教育の推進」、第2は「生涯学習の推進」、そして第3は「ふるさととの文化の継承・創造」であります。

基本方針の第1「ふるさと教育の推進」についてであります。

これからの遠野を担う子どもたちの教育環境の充実を図り、ふるさと遠野や日本、世界の発展に貢献する人材を育成する教育の実現を目指し、「就学前教育の充実」と「学校教育の充実」

に取り組んでまいります。

まず、「就学前教育の充実」についてであります。

子どもの健全な心身の発達を図りつつ、生涯にわたる人格形成と生きる力の基礎が培われる重要な時期であることを踏まえ、生活や遊びを通じて人との関わりを大切にし、健康な体づくりや探究心、コミュニケーション能力などを育む教育を推進してまいります。

小学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、保育所、幼稚園及び認定こども園と家庭との緊密な連携に努めてまいります。

発達の遅れまたはその疑いがある子どもとその保護者への支援として、「療育教室」、「幼児ことばの教室」、「臨床心理士による出張心理相談」などの療育支援事業を実施するとともに、小学校へ就学する際の継続した支援についても、関係機関等との連携をこれまで以上に強化し取り組んでまいります。

次に、「学校教育の充実」についてであります。

Society5.0時代の到来やグローバル化の進展など、社会が大きく変化する中、児童生徒が生きる力や食育を身に付け、安全で安心な学校生活を送りながら個の能力に応じた指導の充実により学力の向上を図ることができるよう4つの施策を推進してまいります。

まず、「学校教育の充実」、施策の1つ目、「教育内容の充実」についてであります。遠野市の学校教育目標である「知・徳・体のバランスのとれた人間形成」の目標達成に向け、次の5項目に重点を置き「教育内容の充実」に努めてまいります。

重点の1つ目は、「学校経営の質的向上」であります。

各学校の校長のリーダーシップの下、それぞれの学校で定めている「めざす児童生徒の姿」の実現に向けて、学校・家庭・地域が連携し具体的に取り組む内容を示した「まなびフェスト」をそれぞれが協働して実践することにより学校

経営の充実を図るとともに、まなびフェストの承認や学校評価等を話し合う学校運営協議会の設置を推進し、地域に開かれた教育課程による学校経営の充実に努めてまいります。

さらに、校内外の研修機会を積極的に活用し、授業力や学級経営力などの実践的指導力を高める人材育成に努め、保護者や地域の人材及び地域資源を学校教育に積極的に取り入れることにより、学校経営の質的向上を図ってまいります。

重点の2つ目は、「確かな学力の育成」であります。

「確かな学力の育成」のためには、授業や家庭学習において、児童生徒の学びの個別最適化を図ることを通して、1人ひとりに応じた学力を身に付けさせることが肝要であります。

本年は、GIGAスクール構想の環境整備が整い、児童生徒に1人1台のタブレットパソコンが配備となり、本格的な運用が開始されます。ICTを活用した児童生徒の個々の状況に応じた最適な学習の推進とICTの活用を含めた教員の指導力の向上を図るため、ICT支援員の配置や研究実践の一層の充実を図ってまいります。

中学校区単位の小中連携による学力向上の取組は、本年度で9年目を迎えます。全国標準学力検査等諸調査の分析を基に、児童生徒1人ひとりの学力の経年変化を分析し指導に活用するとともに、指導主事や学校教育専門員等を学校に派遣し、教職員の指導力及び授業力の向上を図り、児童生徒の確かな学力の育成を図ってまいります。

また、児童生徒には、授業の中で各教科の学び方や家庭学習の仕方等について丁寧に指導し、各家庭の協力を得ながら、「主体的に学習に取り組む態度」を醸成してまいります。

グローバル化への対応としては、実用英語技能検定を活用した英語力向上事業の推進に加えて、児童生徒が生きた英語に触れる機会を保障するために外国語指導助手（ALT）3名を、中学校区ごとに配置し、小中学校を通じた外国語教育の充実を図り、児童生徒の英語によるコ

ミュニケーション能力の育成に努めてまいります。

重点の3つ目は、「豊かな人間性の育成」であります。

「遠野市わらすっこ条例」に掲げる理念のもと、人権を尊重する心の育成、また「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育や復興教育を中心とした自他の生命を大切にすることの育成などを基軸とし、学校行事における体験活動、読書活動など、あらゆる教育活動を通じて豊かな心を育む教育を推進してまいります。

令和・南部藩寺子屋交流事業については、児童が歴史的つながりを肌で感じ、郷土の歴史や文化、自然の良さを学ぶ機会となるよう八戸市との児童交流に引き続き取り組んでまいります。

「魅力ある学校づくり事業」については、各学校の特性や伝統・独自性を生かした学習活動の充実を図るとともに、令和2年度に作成した「遠野市キャリア・パスポート」を根幹とし、小中高を貫いた「ふるさと教育」を地域の協力を得ながら進めることで、児童生徒のキャリア形成を図り、未来を創造していく人材の育成に努めてまいります。

生徒指導上の諸問題については、各学校における教育相談体制や指導体制の強化を図るとともに、教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の積極的な活用を促しながら、児童生徒個々の課題に寄り添い解決に導いてまいります。

不登校対策では、適応指導教室を引き続き開設し、登校できない児童生徒個々に応じた学習支援の充実を図るとともに、遠隔授業などの導入も視野に入れながら、通級児童生徒の段階的な学校復帰や望ましい進路の実現に向けた支援に取り組んでまいります。

いじめの問題では、教職員の校内研修の充実を図るとともに、児童会や生徒会等が主体となった「いじめを未然に防止するための活動」の取組を支援し、各学校におけるいじめの積極的な認知による早期発見とその解決に向けた適切な対応を支援してまいります。

重点の4つ目は、「健やかな体の育成」であります。

当市の子どもたちは、全国と比較して、永久歯のむし歯の率と肥満傾向が高いという課題があります。

昨年度から全小中学校で実施しているフッ化物洗口によるむし歯の予防に継続して取り組むとともに、各種健診の実施による疾病の早期発見や家庭と連携した望ましい生活習慣を目指した学校保健活動を支援し、児童生徒の健康づくりを推進してまいります。

また、体力・運動能力を向上させる学校体育や「遠野市における部活動の基本方針」の趣旨に基づき、部活動のもつ意義を大切にしながら、部活動指導員を配置し子どもたちが健康を損なうことなく、心身の健全な発達に資する活動となるよう支援し、健やかな体の育成に努めてまいります。

重点の5つ目は、「特別支援教育の充実」であります。

就学前から卒業までの一貫した支援の充実を図るために、幼保小中をつなぐ「サポートファイルすてっぷ」の活用を図るなど、子どもたちと保護者が安心できる環境を整えるため、学校との連携に努めてまいります。

また、通常学級に在籍する個別の支援が必要な児童生徒への対応のため、特別支援教育支援員を引き続き配置するとともに、その支援員を対象とした研修会を計画的に実施し、児童生徒が適切な支援を受けられる環境を整えてまいります。

「聴こえの障がい」がある児童への指導環境の充実を図るため、GIGAスクール構想の環境整備と合わせて、障がいに応じた入出力支援システムを導入しICTを活用した授業支援を進め、「言葉の障がい」がある児童には、ことばの教室の設置及び講師による巡回指導を継続し、改善に努めてまいります。

「学校教育の充実」、施策の2つ目は、「教育環境の充実」についてであります。

子どもたちが木の温もりに触れながら落ち着

いた環境で授業が受けられ、ひいては、地球温暖化や国土保全に係る学習素材としても活用できる木製の学習机及び椅子の整備を進めているところでありますが、本年度においても児童生徒の成長に合わせた規格の変更や老朽化に伴う更新の整備を計画的に進めてまいります。

猛威を振るい私たちの生活様式を一変させている「新型コロナウイルス感染症対策」については、感染予防対策に必要な衛生資材の確保に努め、これまでどおり学校の感染予防対策を徹底し、児童生徒の持続的な学びを保障するための環境整備に努めてまいります。

通学対策については、老朽化したスクールバスを順次更新し効率的な運行に努め、通学時の児童生徒の安全確保を図るとともに特別運行による学校行事等での有効活用を図ってまいります。

近年、台風や大雪などの想定を超える気象状況がもたらす自然災害の激甚化が進んでいることから、防災関係機関と連携し気象情報の収集に努め、令和2年度に整備した「緊急情報連絡網システム」を活用し、学校や保護者及び関係機関等への迅速な情報伝達を行うとともに、タイムラインに基づいた休校措置や登下校における安全対策等の措置を講じ、児童生徒の安全確保に万全を期して対応してまいります。

経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して支援を行う就学援助については、国の要保護児童生徒就学援助費補助基準に準じて、支給対象費目の単価の見直しを行い、新入学児童生徒学用品費、校外活動費、クラブ活動費などを支援し、保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

奨学金制度については、制度活用の周知に努め、経済的事由により修学が困難である優秀な学生への学資の貸与により、有能な人材の育成に努めてまいります。

教職員の働き方改革については、これまでの取組みと合わせてICTを活用し、業務負担の軽減等を図り、教職員が児童生徒と向き合う時間の確保に努めてまいります。

「学校教育の充実」、施策の3つ目は、「学校給食の充実」についてであります。

学校給食センターは、高度な衛生管理システム、充実した調理設備により給食を提供しており、開設から9年を迎えます。今回、新たに主菜の保温食缶への更新を行うほか、調理・配送業務の委託業者及び食材納入業者との連携を十分に図りながら、栄養バランスのとれた安全安心でおいしい給食を提供し、成長期の児童生徒の心身の健全な発達に努めてまいります。

食物アレルギーを持つ児童生徒については、市の食物アレルギー対応マニュアルに基づき、主菜の代替食の提供やわかりやすい詳細な献立表の配布などによる情報提供により、誤食の予防等に努めてまいります。

加えて、食に関する指導者を学校に派遣し、学校給食が様々な人たちの活動によって提供されていることへの感謝の心を養うとともに、季節に応じた旬の新鮮な地元食材の利用により、郷土の食文化や地域の農産物への理解を深めるなど学校給食を通じて「生きる力」を育む食育の推進と地元食材の利用拡大、地産地消に努めてまいります。

「学校教育の充実」、施策の4つ目は、「学校と家庭、地域との連携の充実」についてであります。

地域に開かれた教育課程を推進する学校づくりを目指し、令和4年度の学校運営協議会の設置に向けて、地域住民の方々と共に学ぶ研修会等の開催により、取組を加速してまいります。

学校と地域が連携した取組は、子どもたちの望ましい教育環境づくりを進めるうえで必要不可欠であり、地域住民の方々が広く学校の教育活動に参画することは、住民同士の絆をより一層強くし、地域コミュニティのさらなる活性化が図られるものと認識しております。

また、PTAや地域の方々を対象とした「家庭教育ゼミナール」、「地域で子どもを育てる活動発表会」等を開催し、学校・家庭・地域が連携して活動することにより、子どもたちの健やかな成長が図られるよう地域教育力の向上に

努めてまいります。

基本方針の第2「生涯学習の推進」についてであります。

令和3年度から、市内全ての地域でそれぞれの地域が主体となった公民館の運営が始まります。地域ごとの特色を活かしながら、地域課題の解決や資源を活かした講座開設により、学びたいときに学びたいことを学ぶことができる生涯学習環境の充実を目指し、関係機関や地域団体等と連携し、生涯学習を推進してまいります。

また、社会教育関係団体、趣味のサークルの情報、講師の情報等を共有・発信することで、市民の学ぶ機会を保障し、豊かな人間性、創造力・感性を備えた人材育成を推進してまいります。

本市は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における先導的共生社会ホストタウンに認定されており、障がい者スポーツを通して、障がいの有無に関わらず誰もが生き生きとした人生を享受することができる共生社会の実現を目指しております。

市内小中学校と特別支援学校の児童生徒が、障がい者スポーツ等を通じた交流、共同学習、ボランティア活動により、お互いを認め合う「心のバリアフリー」への理解を促進するとともに、相手を思いやる態度や共助の心を育み、共生社会を実現する人材の育成に努めてまいります。

基本方針の第3「ふるさとの文化の継承・創造」についてであります。

まず、「文化的資料の保存と活用」についてであります。

博物館活動については、企画展・特別展、市民向け講座を計画的に開催し、文化に親しむ機会を提供するほか、学校教育に対応した「博物館教室」を開催し、郷土愛の醸成を図り、豊かな人間性を育む人材を育成するとともに、郷土資料の調査研究を進め、収集と保管、図録の発刊などにより、広く研究成果の公開に努めてまいります。

図書館活動については、児童生徒の読書率の

向上を図るため、小中学校・児童館・福祉施設等への貸出し図書の実施と合わせて、移動図書館車の効率的な運行に努めるとともに、児童向けの映画会の定期的な開催による視聴覚教育の充実やブックスタート事業等の実施により、図書館内外における読書の普及を推進してまいります。

次に、「文化財の保護」についてであります。国指定重要文化財「千葉家住宅」については、遠野の宝を未来に確実に引き継いでいくため、主屋の組立工事、大工小屋の石垣及び基礎工事などを進め、工事現場の公開や活用事業を通して、文化財としての価値を普及啓発しながら整備に取り組みます

また、遠野遺産認定制度の推進と、民俗芸能の伝承活動の支援、埋蔵文化財の保存・活用に引き続き努めてまいります。

次に「歴史の継承と人づくり」についてであります。

平成22年から継続している「語り部1000人プロジェクト」は、市内小学校との連携により「子ども語り部」の認定に引き続き取り組むとともに、認定した語り部の皆さんによる地域文化の情報発信や「語り部スポット」を活用したもてなしの活動を進めながら、交流人口の拡大と中心市街地の賑わいの一端を担ってまいります。

こども本の森遠野については、ICTを活用した確かな学力の育成と併せて、本に触れる、楽しむ、親しむ等、豊かな心の育成の場所として、小中学校の校外活動における活用や親子で来館したくなるような魅力ある施設とするよう関係機関等と連携し協議検討を進めてまいります。

本を通して創造力を育み、豊かな感性を持った子どもたちが世界に羽ばたいてくれることを願い、「ふるさと教育」の学びの柱である「遠野市キャリア・パスポート」に「こども本の森遠野」での体験活動を位置付け、その活用を図ってまいります。

以上、令和3年度の教育行政推進に関する基

本方向と主要な施策の概要について、申し述べました。

本市の学校教育目標である「知・徳・体のバランスのとれた人間形成、ふるさと遠野や日本、世界の発展に貢献する人材の育成」の実現のため、「遠野だからこそできる教育、やるべき教育」を着実に進め、子どもたちの豊かな成長を支えてまいります。

未来を担う子どもたちの成長のため、学校、家庭、地域が連携して取組み、本市の教育振興基本計画に掲げる基本理念「ふるさとの文化を生かし、「夢」と「誇り」を育む学びのまちづくり」を進めてまいります。

議員各位、並びに市民のみなさまのご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

○議長（浅沼幸雄君） 消毒のため暫時休憩いたします。

午前11時39分 休憩

午前11時40分 開議

○議長（浅沼幸雄君） 会議を再開いたします。

日程第3 議案第3号 財産の取得についてから、

日程第36 議案第34号 令和3年度遠野市下水道事業会計予算まで。

○議長（浅沼幸雄君） 次に、日程第5、議案第3号財産の取得についてから、日程第36、議案第34号令和3年度遠野市下水道事業会計予算までの32件を一括議題といたします。

各案件について、提出者の説明を求めます。飛内副市長。

〔副市長飛内雅之君登壇〕

○副市長（飛内雅之君） 命によりまして、令和3年3月遠野市議会定例会に提出いたしました議案第3号から議案第34号までの提案理由を御説明いたします。

議案第3号財産の取得については、遠野東工業団地整備事業に係る誘致企業用地として、岩手県土地開発公社から299,392.71平方メートル

の土地を、21億7,445万3,565円で買入れしようとするものについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第4号令和2年度遠野市一般会計補正予算（第10号）については、第1条歳入歳出予算の補正では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億4,361万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ253億2,579万7,000円としようとするものであります。

今回の補正予算の主な内容は、本年7月のオープンに向け、こども本の森遠野に配架する図書を購入費のほか、国県等の補助事業内示に伴う事業費の調整など、補正予算第9号編成後に発生した、緊急かつ臨時的な経費について補正しようとするものであります。

第2条繰越明許費の補正は、遠野ふれあい交流センター改修事業費など23事業を追加しようとするもので、第3条地方債の補正は、減収補てん債の追加、消防防災施設等整備事業の廃止及び臨時財政対策債など9事業に係る起債限度額の変更をしようとするものであります。

次に、議案第5号令和2年度遠野市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、事業勘定の歳入歳出予算からの総額から歳入歳出それぞれ1億1,671万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ30億3,018万円に、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ330万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9,038万9千円としようとするものであります。

次に、議案第6号令和2年度遠野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ45万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,304万6,000円としようとするものであります。

次に、議案第7号令和2年度遠野市介護保険特別会計補正予算（第3号）については、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,664万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ37億3,713万8,000円としよう

とするものであります。

次に、議案第8号令和2年度遠野市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,275万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,014万3,000円としようとするものであります。

次に、議案第9号令和2年度遠野市遠野東工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,053万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ21億8,091万円としようとするものであります。

次に、議案第10号令和2年度遠野市水道事業会計補正予算（第1号）については、収益的収入及び支出、資本的収入、企業債、議会の議決を経なければ流用することのできない経費に係る補正をしようとするほか、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めようとするものであります。

次に、議案第11号令和2年度遠野市下水道事業会計補正予算（第2号）については、収益的収入及び支出、資本的支出、債務負担行為、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、他会計からの補助金に係る補正をしようとするものであります。

次に、議案第12号遠野市ふるさとの森を育み木と暮らすまち条例の制定については、森林の有する多面的機能と地域経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、遠野産材等の利用の促進に関する基本的な事項を定めることにより、遠野産材等の需要の創出及び付加価値の向上を図り、もって林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展による地域経済の活性化並びに森林の有する多面的機能の持続的な発揮に寄与するため、制定しようとするものであります。

次に、議案第13号遠野市議会議員及び遠野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定については、公職選挙法の一部改正に伴い、選挙運動用ビラの作成の公営に

関する規定を追加しようとするものであります。

次に、議案第14号遠野市民センター条例の一部を改正する条例の制定については、遠野文化研究センターを廃止しようとするものであります。

次に、議案第15号遠野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定については、遠野東工業団地整備事業特別会計を廃止しようとするものであります。

次に、議案第16号遠野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、介護保険法に基づく第8期遠野市介護保険事業計画の策定に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第17号遠野市かしわぎだいら交流施設条例の一部を改正する条例の制定については、コテージランド使用料の改定をしようとするものであります。

次に、議案第18号遠野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、公共下水道事業計画及び特定環境保全公共下水道事業計画の変更に伴い、遠野排水区域及び宮守排水区域の計画処理人口について、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第19号遠野市火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、対象火気設備等の位置、構造および管理ならびに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、電気自動車用急速充電設備の位置、構造及び管理に関する規定を追加しようとするものであります。

次に、議案第20号遠野市保育料条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第21号辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更については、宮守町中斎辺地に係る総合整備計画を変更しようとするものであります。

次に、議案第22号市道路線の廃止については、

東北横断自動車道釜石秋田線の事業完了、八幡市営住宅の解体により公共の用に供しなくなった路線の見直し等に伴い、当該市道路線を廃止しようとするものであります。

次に、議案第23号市道路線の認定については、東北横断自動車道釜石秋田線の事業完了等に伴い、当該路線を市道に認定し、維持管理しようとするものであります。

次に、議案第24号市道路線の変更については、東北横断自動車道釜石秋田線の事業完了及び道の駅遠野風の丘の整備に伴い、当該市道路線を変更しようとするものであります。

次に、議案第25号財産の取得については、救急体制の充実を図るため、遠野消防署に配置する高規格救急自動車1台を取得しようとするものであります。

次に、議案第26号財産の取得については、救命体制の充実を図るため、遠野消防署に配置する高度救命処置用資機材一式を取得しようとするものであります。

次に、議案第27号字の区域の変更については、荒屋地区の県営ほ場整備事業の施行に伴い、字の区域を変更しようとするものであります。

次に、議案第28号令和3年度遠野市一般会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ173億5,000万円としようとするものであります。

令和3年度は、第2次遠野市総合計画後期基本計画の初年度であり、これまでに築いた土台の下、後期基本計画で掲げるビジョンの実現につながるべく小さな拠点による新たな地域づくり、豊かな森林を活用した地域林業の活性化、新型コロナウイルス感染症対策の切れ目のない支援などの重要施策を着実に実行するため、「市民と共に、未来へ踏み出す予算」と位置づけ、新規31事業を含む351事業を予算編成したものであります。このほか、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用について定めようとするものであります。

次に、議案第29号令和3年度遠野市国民健康保険特別会計予算については、事業勘定の歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億2,309万2,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,075万6,000円としようとするものであります。また、歳出予算の流用について定めようとするものであります。

次に、議案第30号令和3年度遠野市後期高齢者医療特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,248万9,000円としようとするものであります。また、歳出予算の流用について定めようとするものであります。

次に、議案第31号令和3年度遠野市介護保険特別会計予算については、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億8,131万6,000円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1,742万2,000円としようとするものであります。また、歳出予算の流用について定めようとするものであります。

次に、議案第32号令和3年度遠野市ケーブルテレビ事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,377万円としようとするものであります。

次に、議案第33号令和3年度遠野市水道事業会計予算については、収益的収入及び支出の予定額では、収入の各款の合計額を7億8,876万5,000円、支出の各款の合計額を7億2,540万5,000円に、資本的収入及び支出の予定額では、収入の合計額を7億8,657万3,000円、支出の合計額を12億3,280万円としようとするものであります。このほか、企業債、一時借入金、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、他会計からの補助金、棚卸資産購入限度額について定めようとするものであります。

次に、議案第34号令和3年度遠野市下水道事業会計予算については、収益的収入及び支出の予定額では、収入の各款の合計額を7億2,445万4,000円、支出の各款の合計額を7億2,545万4,000円に、資本的収入及び支出の予定額では、収入の各款の合計額を3億4,246万2,000円に、

支出の各款の合計額を5億3,885万8,000円としようとするものであります。このほか、債務負担行為、企業債、一時借入金、予定支出の各項の経費の金額の流用、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、他会計からの補助金について定めようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼幸雄君） これより質疑を許しません。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅沼幸雄君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第3号財産の取得についてから、議案第34号令和3年度遠野市下水道事業会計予算までの32件については、議長を除く17人の委員をもって構成する予算等審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅沼幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号財産の取得についてから議案第34号令和3年度遠野市下水道事業会計予算までの32件については、17人の委員をもって構成する予算等審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算等審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長において、議長を除く全議員を指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅沼幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、議長を除く全議員を予算等審査特別委員に選任することに決しました。

なお、予算等審査特別委員会は、正副委員長互選のため、本日の会議終了後、大会議室にてこれを招集いたします。改めて招集状を差し上げませんので、御了承願います。

この際、議事の都合により暫時休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午前11時57分 開議

○議長（浅沼幸雄君） 再開いたします。

日程第37 議案第35号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めるところについてから、

日程第55 議案第53号 農業委員会の委員の任命につき同意を求めるところについてまで。

○議長（浅沼幸雄君） 次に、日程第37、議案第35号農業委員会の委員の任命につき同意を求めるところについてから、日程第55、議案第53号農業委員会の委員の任命につき同意を求めるところについてまでの19件を一括議題といたします。

各案件について、提出者の説明を求めます。飛内副市長。

〔副市長飛内雅之君登壇〕

○副市長（飛内雅之君） 命によりまして、議案第35号から、議案第53号までの農業委員会の委員の任命につき同意を求めるところについての提案理由を御説明いたします。

現在の農業委員会の委員の任期が本年3月1日で満了となるので、19名の委員のうち14名の委員を再び任命し、新たに5名を委員に任命しようとするものであります。

議案第35号、住所、遠野市青笹町青笹、氏名、奥寺晴夫。

議案第36号、住所、遠野市小友町、氏名、奥友康悦。

議案第37号、住所、遠野市上郷町来内、氏名、鬼原壽一。

議案第38号、住所、遠野市上組町、氏名、河内克倫。

議案第39号、住所、遠野市青笹町糠前、氏名、菊池久康。

議案第40号、住所、遠野市松崎町光興寺、氏名、菊池秀樹。

議案第41号、住所、遠野市松崎町松崎、氏名、菊池靖。

議案第42号、住所、遠野市附馬牛町下附馬牛、氏名、小向幸子。

議案第43号、住所、遠野市上郷町佐比内、氏名、佐々木泰文。

議案第44号、住所、遠野市小友町、氏名、佐々木義弘。

議案第45号、住所、遠野市綾織町新里、氏名、菅田ツヤ子。

議案第46号、住所、遠野市中央通り、氏名、鈴木重徳。

議案第47号、住所、遠野市宮守町下宮守、氏名、多田登。

議案第48号、住所、遠野市宮守町上鱒沢、氏名、多田靖志。

議案第49号、住所、遠野市土淵町柏崎、氏名、田中ナオ子。

議案第50号、住所、遠野市宮守町達曾部、氏名、千葉勝義。

議案第51号、住所、遠野市綾織町下綾織、氏名、綱木秀治。

議案第52号、住所、遠野市附馬牛町下附馬牛、氏名、藤田優一。

議案第53号、住所、遠野市土淵町栃内、氏名、古屋敷徳夫。

なお、それぞれの方の住所の詳細及び生年月日は、各議案書に記載のとおりであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼幸雄君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第35号農業委員会の委員の任命につき同意を求めるところについてから、議案第53号農業委員会の委員の任命につき同意を求めるところについてまでの19件は人事案件でありますので、議事の順序を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅沼幸雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第35号から議案第53号までの19件は

次に、議案第48号農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅沼幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、議案第49号農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅沼幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、議案第50号農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅沼幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、議案第51号農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅沼幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、議案第52号農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅沼幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、議案第53号農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅沼幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

この際、議事の都合により暫時休憩いたします。

午後0時09分 休憩

午後0時09分 開議

○議長（浅沼幸雄君） 再開いたします。

日程第56 議案第54号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてから、

日程第57 議案第55号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてまで。

○議長（浅沼幸雄君） 次に、日程第56、議案第54号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてから、日程第57、議案第55号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてまでの2件を一括議題といたします。

各案件について、提出者の説明を求めます。飛内副市長。

〔副市長飛内雅之君登壇〕

○副市長（飛内雅之君） 命によりまして、議案第54号及び議案第55号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについての提案理由を御説明いたします。

現在の人権擁護委員のうち次の2名の委員の任期が本年6月30日で満了となるので、両委員を再び推薦しようとするものであります。

議案第54号、住所、遠野市宮守町下宮守、氏名、菊池都代子。

議案第55号、住所、遠野市小友町、氏名、高橋幸子。

なお、両名の住所の詳細及び生年月日は、各議案書に記載のとおりであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼幸雄君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第54号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてから、議案第55号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてまでの2件は人事案件でありますので、議事の順序を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅沼幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第54号から議案第55号までの2件は議事の順序を省略し直ちに採決することに決しました。

これより採決に入ります。なお、人事案件でありますので、1件ごとに採決いたします。

初めに、議案第54号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅沼幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第55号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅沼幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。2月23日から2月28日までの6日間は、休日及び常任委員会調査のため、休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅沼幸雄君） 御異議なしと認めます。よって2月23日から2月28日までの6日間は、休会することに決しました。

散 会

○議長（浅沼幸雄君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後0時14分 散会